

令和7年第7回臨時会
相良村議会臨時会会議録

令和7年10月9日

熊本県相良村議会

令和7年第7回相良村議会臨時会会議録

令和7年10月9日(木曜日)

午前10時00分開会

於 会議議場

開議

1. 議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第50号 工事請負契約の締結について
(質疑・討論・採決)

日程第4 議案第51号 工事請負契約の締結について
(質疑・討論・採決)

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 古川 涉 君	6番 坂田 朋美 君
2番 恒松 隆生 君	7番 徳田 正臣 君
3番 嶽本 浩則 君	8番 黒木 正照 君
4番 梅山 弘 君	9番 市岡 智恵 君
5番 川邊 一徳 君	10番 永田 博人 君

3. 欠席議員(0名)

4. 説明のため出席した者(4名)

村 長 吉松 啓一 君	建設課長 大土 手寛 君
総務課長 川邊 俊二 君	企画商工課長 佐竹 淑子 君

5. 本会議の書記

議会事務局長 磯田 昌臣 君

開会 午前 10 時 00 分

○議長(永田博人議員) おはようございます。全員出席でございます。ただいまから、令和 7 年第 7 回相良村議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(永田博人議員) 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により 7 番徳田正臣議員、8 番黒木正照議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日 1 日間に決定しました。

日程第 3 議案第 50 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 3、議案第 50 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。それでは、議案第 50 号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。本件は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。工事名は、令和 7 年度地域優良賃貸住宅建設工事でございます。工事の場所は、相良村大字柳瀬地内で、令和 6 年 3 月に策定した第 6 次相良村総合計画後期基本計画及び相良村振興策等に基づき、中堅所得者向けの公営住宅(地域優良賃貸住宅)2 戸の建設工事を行うものでございます。入札に当たりましては、10 社による、指名競争入札でございます。契約金額は 7,480 万円で、うち消費税等額が 680 万円含まれております。契約の相手方は、熊本県人吉市土手町 3 番地株式会社岩井工務店、代表取締役岩井和彦でございます。また、参考と致しまして、仮契約書の写し等(など)を添付しております。以上、議案第 50 号につきまして、ご説明致しましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、7 番議員。}

○7 番(徳田正臣議員) はい、ちょっとシンプルな素朴なことをですね、3 点ほどお尋

ねしたいと思っております。まずはですね、第6次の相良村総合計画に明記されているということではありますが、住宅建設ですね。公営住宅の建設のですね、村づくり、相良村の豊かな村づくりの中での建設の目的、ないしは必要性というのを、どう捉えられた上でのこういった事業に取りかかられたかですね、これはもう村長にお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) やはり若者の定住促進が主なものでございます。以上でございます。

○議長(永田博人議員) 7番議員。

{「はい。」と、7番議員。}

○7番(徳田正臣議員) それでよろしいです。答弁としては、あともう1つですね、地域優良賃貸住宅制度っていうのは、もちろん釈迦に説法になりませんが、国交省の事業であって、居住の安定に特に配慮が必要な世帯、高齢者とか障がい者、新婚子育て世代とかっていうのが、原則論としては、対象にしてるかと思うんですが。相良村においてそのような必要な世帯っていうのが、逆に言えば民間的に言うならば需要というものがどれくらいあるかっていうことの捉え方、予測されてるのかっていうことをお尋ねいたします。大体何世帯くらいこのような需要予測してるのか。

{「はい。議長。」と、村長。}

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 相良村で何世帯ということは把握しておりませんが、この、中堅の村営住宅になりますと、できれば、村外の人が住んでいただくような形が一番ベストじゃなかろうかと思っております。以上でございます。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) 7番議員。

{「はい。」と、7番議員。}

○7番(徳田正臣議員) はい、わかりました。ではですね、3番目、3点目ですが、同じく村長にお尋ねいたします。立地についてですね、あそこの立地をどういった判断で決定されたかということをお尋ねいたします。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(永田博人議員) 村長。

○村長(吉松啓一君) 立地につきましては、平原地区、柳瀬の中でですね、平原地区を中心に当たってですね、一番いいところ、こちらが見てもいいところ、地域住民が、人が考えてここはいいなというところを、地権者に再三あたりましたが、どうしてもご同意いただけなかったと。よって、当該地区については、村有地であるし、村有地を有効に使う、一部私有地も含めてですね、ここが利便性からすると買い物と通勤と

人吉に行く機会が多いもんですから、人吉の境であるので、ここの方が村外の方も村内の方も、希望されればいいんじゃないかなろうかということで判断の上に決定しました。以上でございます。

{「もういっちょ議長よかですか。シンプルな話として。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) 7番議員。

{「はい。」と、7番議員。}

○7番(徳田正臣議員) 平原中心にいいところという、そのいいところっていうところをお尋ねしたかったわけですが立地としてですね。それはもういいですけど、地権者にあたったということですが、もちろんあたった地権者の、お名前とか言ってもいいと思うんですよ本当はね。番地とかですね。言っていると思うんですが。大体何件ぐらい、平原地区であたられたのか。筆数でもいいです。筆数を言っていたらほうごがわかりやすい。何筆ぐらいの受注をあたられたかをお教えいただければですね。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(永田博人議員) 村長。

○村長(吉松啓一君) 平原地区も大半が浸水地域で、L2になるもんですから、L2から離れたところ、具体的に言いますと個人名できませんが、今生協があるところから上でないと、該当地区がないんですよ。そうした場合に絞られてくるもんですから、私どもが一番いいなと思ったところは、何筆かありますが、そこ。そこ1ヶ所になる。どこと言われませんので。

○7番(徳田正臣議員) まあいいです。はい。以上です。

○議長(永田博人議員) 他に質疑ございませんか。ありませんね。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) 反対の立場で、討論させていただきます。先ほど3点ほど質疑をいたしたところでありますが、まずは目的、豊かな村づくりという視点での目的必要性というのが、若者の定住促進ということでは言われませんでしたけども。村営住宅を造ることよりももっと若者の定住促進策っていうのはもっと大事なものがあるということに気づいて欲しいと思っております。ですから結論から言うと、若者の定住促進に若干なるにしても、これはもう人吉球磨の限られた人口減少社会。人口は確実に減っているし、世帯数も労働人口もすべて減ってる中で、人吉球磨10ヶ市町村人口ももう6万台になってくるという、もう最終的に5万台になってくるっていう中での、定住促進というものをどう考えるかっていった場合に、近隣の市町村からの取り合いをしてもしょうがないっていうのが、もう、これはほぼ地域づくりの定説であります。ということを申し上げたい。これがまず1つの反対の理由です。あとは、需要予測っていうのもそれと関連しましてですね、村外から来ていただくということでしたけど、

村外からの取り合いをしてエネルギーを割く時代ではないということでもあります。それと3番目の問題として、もう平原中心にいいところいいところに意味がわからないと言いました。地権者にあたったL2、L2という自体がこれいろんな面で障害になってきていると思うんです。今地域づくりの立地の中で。もちろんこれは国交省とか県知事の場面が管理者の場面がありますので、これはもちろんご存じのとおり、L2でもできる。実際、廻もそうですね。施設も。でありましてですね、一言で申し上げて、もうこの、今回資料見ますと、いくらこの時代にあつて建築資材が高騰、人件費が高騰してると言っても、3LDKで道路沿いである立地において、1個4,000万円の住宅を作る必要性がこの時代の中であるかということであつて。あとはやっぱり住宅の建設のコンテンツとして、オール電化とLPガスってのが選択的にできるようにという設計をしたということの説明がありましたが、もうオール電化ってのはもともと私は、反対であつて。特に地方においては。オール電化ってのは非常に災害対応能力が低いわけでありまして。これは当たり前ですけど、電気がないと何も動けないということでもあります。これ高熱に関して言うと、電気、これについてはまた別段であります。台所でのキッチンにおいてはこれはやっぱり、LPガス、もうこれは持ってっつていいと思います。そういうところも含めてですね、やっぱり今後はですね、この公営住宅っていうものの在り方をですね、建設ありきではなくて、村づくりの全体の大きな視点の中で、どれだけ必要性があるか、この限られたエネルギーというものをいわゆる総合計画の選択と集中というものをどう考えていくかということの中で、考えて欲しかった。それであるならば私はもう公営住宅を村が今、あえてつくるものではないと。公営住宅によっては、これはもう将来公営住宅の維持管理に負担かかってくるし、これだけ高額な建設費をかけるとして。公営住宅をもし民間にその制度によって、譲り渡すということになるから、村が造ったものが将来は空き家になってくるということでもありますので、空き家の在り方も含めて、公営住宅を考えていくべきではないか、建設ありきではないと思います。相良村においてはそうでないと思いますが、建設業界が厳しいときに建設業界に仕事を与えるために、そういう住宅をつくるという発想があつたようですが、今はもうそういう時代ではないし、村長もそういうことをお考えではないでしょうけど。そういうことも含めてですね、もう村営住宅はもうつくるべきでない立地もよくないということを考えていただきたいということで、反対でございます。以上です。

○議長(永田博人議員) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

4番議員。

○4番(梅山弘議員) 4番、梅山です。これまでにですね、村営住宅のあり方が、大変不満を持っておりました。本来であれば、今度の住宅みたいなやつが、何でもう少し前から、政策としてやってこれなかった。村営住宅の、収入上限というのが低すぎて、結局、本当は相良村に住みたいけども、相良村以外に転出されていくという方々が多

く見られました。だから、私は、今度のこの議案に対しては賛成です。以上です。

○議長(永田博人議員) 次に、原案に反対者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

はい、6番議員。

○6番(坂田朋美議員) 6番坂田です。反対の立場で討論させていただきます。相場的なものもあるとは思いますが、私的には金額的に高いのではなかろうかと思っております。以前、災害公営住宅で西原の方、同じように議案として上がりましたが、あの当時は金額的に高いのではなかろうかということで結果的に確か、安くなったというふうに記憶しております。よって、一応、反対の立場で討論させていただきました。以上です。

○議長(永田博人議員) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい。」と、8番議員。}

はい、8番議員。

○8番(黒木正照議員) 8番です。賛成の立場で討論をさせていただきます。私以前、質問をいたしましたけれども、家賃が高くてですね、村外に出られる方が結構おられる。この状況をですね。私は、皆さんに見ていただきたいというふうに思ってるんですね。そういう中で、中所得者、高所得者含めてですね。もっともっと声、この方々に対応できる。住宅建設は本当に大切だろうというふうに思っております。そういうことですね、村外に出られないように、移住定住を図るためにですね、私は村有地、もともと分譲していただいて、せせらぎの丘のようなですね、ああいった施策も必要ですし、また、こういった住宅を建設しての住民の方の村に対して呼び込み、これが、とても大事な施策だというふうに思っておりますので、このことに関しては大いに賛成いたします。

○議長(永田博人議員) 次に、原案に反対者の発言を許します。いらっしゃいませんね。賛成者の発言を許します。いらっしゃいませんね。発言がありませんので討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第50号工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。

○議長(永田博人議員) 次に議案第50号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。従って、議案第50号は、原案のとおり可決されました。



日程第4 議案第51号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第4、議案第51号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第51号工事請負契約の締結について、ご説明申

し上げます。本件は、地方自治法第96条第1項第5号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。工事名は、令和7年度相良村魅力創造事業拠点施設造成工事（第1期）でございます。工事の場所は、相良村大字川辺地内で、村の魅力を未来につなげ、川辺川に親しむ新たな交流拠点施設整備のための工事を行うものでございます。主な工事の概要は、敷地整備面積7,227平方メートル、雨水排水設備工105メートル、遠路広場整備工として、舗装2,235平方メートル、植栽工、案内サイン、情報サイン、ベンチなどでございます。入札に当たりましては、10社による、指名競争入札でございます。契約金額は、1億5,400万円で、うち消費税等額が1,400万円含まれております。契約の相手方は、熊本県球磨郡五木村甲1046番9、株式会社技建日本代表取締役堀川匠太でございます。また、参考と致しまして、仮契約書の写し等を添付しております。以上、議案第51号につきまして、ご説明致しましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、7番議員。}

7番議員。

○7番(徳田正臣議員) これに関しては、たくさんお尋ねしたいところがあるわけですが、今日は1点だけにとどめ、1点ていうか、小さくいったら2点になりますけども。川辺川魅力創造事業というあの廻り地区での一体的な事業であります。利用人口割合、村内の方の利用と村外の方の利用の割合。さらに詳細に言うならば、単なる来場者数がどれぐらい、1年間ですね。これは人数ですね。1年間どれぐらいの人数になるか。或いは施設利用者がどれぐらいになるか、もう割合も含めてちょっと答弁いただければいいんですがキャンプ場利用とか、キャンプ場もつくるという話だったと思いますが。そういった施設ですね、まだそれが十分固まってなければ固まっていないですけど今の段階で、利用人口割合と、施設に関して言ったら1年間の稼働日数をどれぐらい見込んでるかっていうことをですね、お尋ねしたいと思っております。これ村長でもいいですよ。

○議長(永田博人議員) 村長。

○村長(吉松啓一君) 何対何と言われましたが、やはり村外の方の来られるウェイトの方が多んじゃないかならうかと。1対9ぐらいになるんじゃないかならうか。これはまだ予想ですので、それとどれぐらいの人数かまだ把握はしていませんが、そういうふうには1対9でやっていくと。それと、稼働率につきましては、一番ピークはやはりアユのシーズンですね。築も含めておりますので、5月から今の時期ぐらいが一番多いシーズンじゃないかならうかと。ただ、川に泳がなくてもですね、やはり公園ですので、そのあとにも、11月から4月ぐらいまでは3月ぐらいまではですね、どうかそこに来

られて、ちょうど五木に行く途中ですので、休憩がてらそこでのんびりしていただくという人も増えると思いますので、稼働といたしましては1年間と。1年を通じてと
思っております。以上でございます。

{「はい。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) 7番議員。

○7番(徳田正臣議員) 来場者の方のどういった方がどういった利用されるかっていうことは、もう率直申し上げて全く把握されてない今の段階では。ただ村外と村内という
ことを言うと、1対1とおっしゃいましたっけ。

{「1対9くらいで村外の方が多ければいいですねという話です。」と、村長。}

1対9ですか。すみません。聞き間違えました。よかった。1対9で、村外の方が9。

{「そうですね。」と、村長。}

はい。稼働日数っていうか年間の稼働月数、月数でいったら5月から10月までの半年間
ということ。

{「1年間はしますが、・・・・。」と、村長。}

ピーク時のですね、施設としての、言ってみれば施設の本来のお金を落とせるような
形での日数っていうとすいません。言葉は若干足らなかったですけど。そういうこと
で理解すればいいわけですね。わかりました。以上です。

○議長(永田博人議員) 他にご質疑ございませんか。ありませんね。質疑ありませんの
で質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、
原案に反対者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) 反対の立場で討論させていただきます。私はこの廻でのこの事
業に関しては、一貫して従来から反対という考えでおるところであります。まずはで
すね、あまりにも時代が変わり過ぎて。時代が変わったよ、変化したよっていうこ
とを言葉で言う人多いんですけど、どう変わったかの、まだ認識はあっても認容がない。
難しい言葉ですけど。認識はあっても認容がない。それを村づくりの中でどれだけ実
現できてるかという、実現できてない状況かなと。だからこういった、これは完璧
にこれはもう村がやるにしても、これは民間企業的な発想がなければ成り立たない。
でも、この発想がスタートからないんですね。なぜかという、造るという前提の中
ですべてが動いてるから。そういう前提の中でどんなに工夫してももう限界がある。
この施設は常識的に考えれば、データなしでも言えること。赤字です。ですから、村
としては、これはもうどこの自治体の首長議員でも考えなければいけないのは、赤字
施設となる場合はこれは村が現実的に負担していかなければいけない。赤字を補填し
なきゃいけない。いかなければならない。これ1年や2年じゃない。何十年にもわた
ってです。途中で、補修をしなければいけない。そういうことも考えた場合に、細か
な需要者割合っていうのはわからないにしても村内と村外、1対9というふうに言わ

れました。90%が村外の方を想定してる。それで、村が補填する。赤字補填する。それが、現実的に10年経ったときに20年経ったときにどれだけ大義名分が村として、赤字補填の大義名分が生じるかです。ですから私が申し上げたいのは、その造るのは簡単だけど、そのあとの維持管理運営、村外者も大事ですけども、それは交流人口拡大ってのは聞こえがいいですけども。もうその交流人口で最後限界がきてる、やり方としては。施設を造っても、相良村に行きたくなるような村づくりが根本的にできなければ交流人口も増えないわけです。ですから、これは今からでも必要最小限に、もう例えば造成して駐車場整備ぐらいでもう終わらせた方が、私はいいと思っております。関連事業を含めて7億8億かわかりませんが、村長もこないだの議会でもご存じなかったようですけども、これだけの投資を、補助金があるうがなかりうが、村として、このような事業をする時代じゃないと。他にもっとエネルギーを割く場面があるはずということも含めて、私は、これはもう反対であります。もう今のうち止めないと大変なことになります。で反対です。

○議長(永田博人議員) 他に討論ございませんか。はい、4番議員。

○4番(梅山弘議員) 私はこの政策を大変賛成しております。以前はですね、柳瀬橋上下で、カヌー体験とかあって結構人が集まってました。現在相良村で集客する地形とか自然条件を考えますと、現在、予定されてる地区、これが一番理想的な地区だと私は思っております。確かに、維持管理、これから大変でしょう。維持管理を、どう赤字を狭めていくか、これからいろんなイベントの企画があると思います。面白い企画がいっぱい出てくると私は思っております。そしてやっぱ、この地区、今回の政策につきましては、以前より言ってます地域おこし協力隊。大々的に応募して、役場の職員だけでは厳しいです。やっぱそこら辺を活用して、いろんなイベントを企画して、集客ができるように私は願っております。この案件に対して私は賛成です。

○議長(永田博人議員) 他に討論ございませんか。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

○6番(坂田朋美議員) 6番坂田です。反対の立場で討論させていただきます。まず1点目ですけども、総事業費が7億と聞いております。高すぎるんじゃないかと思っております。また一応どの事業に注力されるのか。当初の収支計画に対して、予想を下回った場合の手だて、どのように考えておられるのか。夏場以外の集客のやり方はどうされるのか。近隣の各施設との差別化はどのように図られているのか、これを、この1点でまず疑問に思う点でございます。次に2点目ですけども、洪水対策につきまして、5年前の最高到達点を基準にしてますと説明がございましたが、最近雨の降り方が、短時間で地域限定で大雨になることが多くなってるように見受けられます。大雨予想の時点で、施設をどういった感じで対応できるのか、対応されるのか、これもちょっと疑問に思っております。また、10年後になりますけども、流水型ダムが完成後、緊急放流の場合は、被害を被られるのではないかなと思って不安に思っております。3点目なんですけども一応建設後の事業の収益が確実に見込める状況になるの

か、今の現時点では一応不安を持っております。以上で一応反対討論いたします。

○議長(永田博人議員) 他に討論ありませんか。はい、2番議員。

{「はい。」と、2番議員。}

○2番(恒松隆生議員) 2番です。賛成としてはこの観光事業を行っていただくために、本当ありがとうございます。そして西溝の非常に整備ということで永江地区までにおたる農地の方々のためですね、水田の十分な機能がはつきできると思っております。また溝を整備させていただくことによって高尾野地区には、貯水槽を設けていただきましたが、それだけでも十分とは思いませんが、水量があるということはちょっと火事等もしあった場合災害等にも非常に対応していくのではないかと思っておりますので、工事の方をよろしく願いいたします。以上です。

○議長(永田博人議員) 他に討論ありませんか。討論がありませんので討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第51号工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。

○議長(永田博人議員) 議案第51号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。従って、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) ただいま、議決されました案件については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで、本日の日程は全部終了しました。令和7年第7回相良村議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

○

閉会 午前10時33分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員